

全国子ども会安全共済会のご案内

ご加入の前に必ずお読みください

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- (2)死亡共済金
被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。
- (3)後遺障害共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。
- (4)医療共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- | | |
|------------|------------------------------------|
| (1)死亡共済金 | 600万円 |
| (2)後遺障害共済金 | 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円 |
| (3)医療共済金 | 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円) |

※医療共済金を支払わない場合

- ① 平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ② 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③ 総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合

5. 共済金を支払わない主な場合(死亡・後遺障害・医療共済金共通)

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
 - ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④交通事故(自転車の単独事故、または自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
 - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
 - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - エ 自転車で二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
 - ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
 - ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
 - ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - ⑪③から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染

- (2)成長痛・野球肘・疲労骨折等の医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係が不明確な傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。また、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。
(注)いわゆるむちうち症をいいます。

6. 共済期間

平成28年4月1日0時より平成29年3月31日24時までの一年間。
(期間の途中で加入することもできます。)

7. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者一名年額50円(10月1日以降の加入は40円)。
※共済掛金のほか全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8. 共済契約者

市区町村子ども会の連合組織の代表者。

9. 加入の手続き

- (1)4月1日加入の場合
 - ①共済契約者(市区町村子ども会)は、平成28年3月末日までに所定の共済契約申込書に所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。
 - ②次の書類を平成28年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。
 - ア 全国子ども会安全共済会申込書
 - イ 年間行事計画書
 - ウ 加入者名簿
 - ③共済契約者(市区町村子ども会)は、平成28年4月1日より5月31日までの間に共済掛金を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (2)4月2日以降又は追加加入の場合
 - ①共済契約者(市区町村子ども会)は、全国子ども会安全共済会申込書に年間行事計画書及び加入者名簿を添えて都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。
 - ②共済契約者(市区町村子ども会)は、共済掛金を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

※この場合の共済期間は、加入手続きが完了した日の翌日0時から始まり平成29年3月31日24時に終わります。

10. 万一事故が発生した場合

- (1)事故の通知
被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。
- (2)共済金の請求
 - ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
 - ア 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - ウ 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。
 - ③被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払いを受けるべき被共済者の代理人がいないときは、約款で定める者がその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができます。

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。